

新潟市海辺の森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月8日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第42号

新潟市海辺の森条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市海辺の森条例施行規則（平成10年新潟市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別記様式第1号による行為許可申請書」を「指定管理者が定める申請書」に改め、同条第2項中「行為許可申請書」を「申請書」に改め、同条第3項中「申し出」を「申出」に、「別記様式第2号による行為変更許可申請書兼取消申出書」を「指定管理者が定める書類」に改める。

第4条第1項中「別記様式第3号による利用許可申請書」を「指定管理者が定める申請書」に改め、同条第2項中「利用許可申請書」を「申請書」に改め、同条第3項中「別記様式第4号による利用変更許可申請書兼取消申出書」を「指定管理者が定める書類」に改める。

第5条第1項中「別記様式第5号による行為許可書又は別記様式第6号による利用許可書」を「指定管理者が定める許可書」に改め、同項に後段として次のように加える。

海辺の森の行為又はキャンプ場の利用の変更の許可をする場合も、同様とする。

第5条第2項を削る。

第6条中「行為許可書」を「許可書」に、「行為変更許可書」を「変更の許可書」に改め、「又は利用許可書（変更の許可を受けたものによっては利用変更許可書）」を削る。

第8条を削る。

第9条の見出しを「（貸出物品の利用料金）」に改め、同条中「備考3」を「備考5」に、「市長が定める」を「市長が別に定める」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、同条を第8条とする。

第10条から第18条までを削る。

第19条第1項中「別記様式第18号」を「別記様式」に改め、同条第2項中「第16条第1項及び新潟市海辺の森条例の一部を改正する条例（平成17年新潟市条例第62号）附則第2項」を「第13条第1項」に改め、同条を第9条とし、第20条を第10条とする。

別表中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、「貸出物品の使用料表」を削り、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、同表常設テントの項を削る。

別記様式第1号から別記様式第17号までを削る。

別記様式第18号中「第19条関係」を「第9条関係」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新潟市海辺の森条例施行規則の規定（改正後の第9条及び別記様式の規定を除く。）は、この規則の施行の日以後の行為の実施及び利用について適用し、同日前の行為の実施及び利用については、なお従前の例による。